

金沢市成績評定の結果についての説明に関する要綱を次のように定める。

平成 17 年 4 月 1 日

金沢市長 山 出 保

金沢市成績評定の結果についての説明に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、金沢市契約規則(平成 15 年規則第 1 号。以下「規則」という。)第 37 条の 2 の規定に基づき、監督員及び検査員が行った成績評定の結果についての説明の要求を適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(説明要求を行うことができる期間等)

第 2 条 規則第 37 条の 2 第 4 項に規定する説明の要求は、同条第 3 項の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して 5 日(金沢市の休日を定める条例(平成 2 年条例第 1 号)第 1 条に規定する市の休日の日数は、算入しない。以下同じ。)以内に説明要求書(別記様式)により行わなければならない。

(説明要求への回答)

第 3 条 市長は、前条の説明の要求があったときは、当該説明を要求することができる期間の最終日の翌日から起算して 5 日以内に、書面により回答するものとする。ただし、要求件数が多数であり、そのすべてについて回答することにより事務の遂行に支障が生ずるおそれがある場合その他合理的かつ相当の理由がある場合においては、回答する期間を延長することができるものとする。

(説明要求の却下)

第 4 条 市長は、次の各号に掲げる説明の要求については、これを却下することができる。

- (1) 要求期間を徒過した説明の要求
- (2) 客観的かつ明白に要求の適格を欠くと認められる説明の要求

